

令和3年2月  
警察庁  
共管各省庁

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」  
に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和2年12月21日から令和3年1月20日までの間、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集を行った結果、2件の御意見を頂きました。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布されるに当たり、頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁（金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第32号）

2 命令等の案を公示した日

令和2年12月21日

3 頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方

頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 2件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	2件
電子メール	0件
F A X	0件
郵 送	0件

**「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について**

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	クレジットカードについては、交付の際の各種の確認が非常に緩い傾向にあるため、改正に反対である。	今回の改正は、クレジットカード事業者に係る是正命令等の状況等を踏まえたものになります。
2	第13条第1項第1号について、「法第二条第二項第一号から第三十七号まで及び第三十九号に掲げる特定事業者に限る。」としたのは何故か。	当該部分の改正は、その対象となる特定事業者が、金融機関等及びクレジットカード事業者に限られることを明確にすることを趣旨としております。